

「第5版 貸金業務取扱主任者 合格教本」正誤表 第1刷・第2刷

書籍の内容に誤りのあったことを、本書をお買いあげいただいた読者の皆様および関係者の方々に謹んでお詫びいたします。

(2018年11月26日更新)

p.302 「(3) 取消権の行使期間」の上から1行目

誤	追認をすることができる時から6か月間行わないときは、
正	追認をすることができる時から1年間行わないときは、

技術評論社 書籍編集部